

平成27年11月12日

第4回新たな社会的養育システム構築検討ワーキンググループ 提出資料

母子生活支援施設における特定妊婦への対応について

全国母子生活支援施設協議会

1 現状と課題

- ① 母子生活支援施設の入所は「18歳以下の監護すべき児童がいるもの」となっており、監護すべき児童がいない妊婦については受け入れができない。

平成23年度より、支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦については、婦人相談所による母子生活支援施設の一時保護委託が可能となっているが、婦人相談所の一時保護は、緊急保護を目的としている事から、携帯電話の所持の禁止や外出の制限などのルールによる管理がなされており、若年妊婦や望まない妊娠、ハイリスクな妊婦などのニーズに対応した受け入れが実施されておらず、母子生活支援施設などへの一時保護委託についても利用が促進されていないのが現状である。

- ② 特定妊婦の受け入れに関しては、要保護児童対策地域協議会との緊密な連携が必要であるが、母子生活支援施設の中には、要保護児童対策地域協議会の構成員となっていない施設もある。医療機関や妊娠等に関する相談窓口である保健所、市町村保健センター等に母子生活支援施設の一時保護で妊婦の受け入れが可能なことについて周知が十分にされていない。

2 今後の方向

- ① 母子生活支援施設への入所に妊娠中の単身女性を含めるなどの児童福祉法の改正、および一時保護制度については福祉事務所による受け入れを可能とする制度変更が必要である。その際、夜間の対応（複数職員の確保）、保育士配置基準の見直し、医療的見地からの支援が可能な職員配置（看護師・助産師）、食事の提供などの体制を整える必要がある。受け入れにあたりこうした課題について検討する必要がある。
- ② 緊急的なニーズをもつ妊婦に対しては、母子生活支援施設利用を見据えた上での一時保護の利用を促進することにより、妊娠期から出産、産後までの切れ目のない継続的な支援が可能となることから、前記①の課題の検討と実現

を待つのではなく、関係機関との連携により、受け入れが可能な施設から特定妊婦の支援を実施していく必要がある。

- ③ 母子生活支援施設の特定妊婦の一時保護を含め、妊娠中の単身女性の入所利用を促進するため、妊婦の受け入れが可能であることを医療機関や妊娠等に関する相談窓口に周知する。相談窓口等において、支援が必要とされる妊婦を母子生活支援施設の一時保護委託の受け入れの窓口である福祉事務所に依頼する体制等を整備する。
- ④ 特定妊婦の受け入れを実施する母子生活支援施設は要保護児童対策地域協議会の構成員となることを義務づける。また、医療機関、保健師、児童相談所、乳児院、行政等の関係機関との連携を強化する。
- ⑤ 妊娠・出産・子育て等に関する研修を実施する等、妊産婦支援の理解と職員の支援能力の向上を図る。
- ⑥ 母子生活支援施設間の機能や人員配置の「格差」はあるが、実施可能な施設において、妊娠期からの支援の実績を積み上げていく。